

総行給第74号
総行女第29号
令和5年12月22日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
給与能率推進室長
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

地方公共団体における人事評価結果の活用について

人事評価については、その実施が義務付けられており、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされております。

総務省としては、これまで、すべての地方公共団体で人事評価結果が適切に活用されるよう、各種会議の場を通じ、制度の適切な運用を周知しているところです。

各地方公共団体においては、特に下記事項にご留意の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、人事評価は、導入すること自体が目的ではなく、職員のモチベーションを高め、組織全体の公務能率の向上につなげていくため、評価結果の活用を通じ、人材育成につなげていくことが重要です。

本日発出した「人材育成基本方針策定指針の改正について」(令和5年12月22日付総行給第71号・総行公第130号・総行情第111号)では、各地方公共団体が人材育成の取組を具体化する際に検討する事項として、人事評価の活用についても言及していることから、人材育成の取組を推進する際の参考にしていただきますようお願いいたします。

各都道府県の市区町村担当課におかれては、管内市区町村に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものであることを申し添えます。

記

1 人事評価結果の活用について

先般実施した「地方公共団体における人事評価結果の活用状況等調査」（令和5年6月26日付総行女第17号）によれば、人事評価の結果を昇給、勤勉手当、昇任・昇格及び分限処分に活用していない団体が数多く見受けられました（別添）。

上記調査結果を踏まえ、市町村をはじめ人事評価の結果を勤勉手当や昇給等に十分に反映できていない団体にあつては、速やかに必要な措置を講じていただくようお願いいたします。また、勤勉手当の支給や昇給等について、人事評価の結果を反映させずに一律に行う等、法の趣旨に反する運用がある場合には、速やかな是正を図る必要があるため、すべての地方公共団体で人事評価の結果が適切に活用されるよう、速やかに取り組んでいただくようお願いいたします。併せて、市区町村課に本年に作成いただいた人事評価の結果の活用推進に向けた工程表に基づいた取組を、着実に進めていただきますようお願いいたします。

2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあつての人事評価結果の活用等について

本年5月に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、令和6年度から、パートタイムの会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給できることとなったことに伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあつての運用上の留意事項等として、令和5年6月9日付公務員部長通知で、人事評価に関する事項として、「成績率については、人事評価の結果を適切に反映する必要があること」や「地方公務員法上、会計年度任用職員も含めたすべての職員が実施の対象であり、定期的に人事評価を行わなければならないこと」等を助言するとともに、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」を改正し、提供したところです。これらについては、施行日までにすべての地方公共団体で適切に対応いただきますようお願いいたします。

【担当】

総務省自治行政局公務員部公務員課

給与能率推進室

寶田、國奥

電 話：03-5253-5550

女性活躍・人材活用推進室

大森、福田、窪田

電 話：03-5253-5546